

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和2年8月5日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和2年8月5日（水） 午後1時25分より

2 会 場 赤穂市役所 6階 大会議室

3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大田 登、平岡登美子
医師・歯科医師・薬剤師代表	中村隆彦、花房龍生、赤井高之、寺田晋一郎
公益代表	竹内友江、土遠孝昌、前田 護、山田和子
市長	牟礼正稔
事務局	(健康福祉部長) 柳生 信 (医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 前田光俊 (国保年金係長) 田中志保

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 市長あいさつ
- (4) 会長選任
- (5) 議事録署名委員指名
- (6) 報告事項
 1. 赤穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 2. 赤穂市国民健康保険税減免規則の制定について
- (7) 議事
 1. 令和元年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
 2. その他
- (8) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。定刻よりは若干早いですが、皆さんお揃いなので会議の方を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には大変ご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。座って失礼いたします。

はじめに、新たに委員の委嘱をさせていただいております委員のご紹介をさせていただきます。本日の協議会資料 14 ページの名簿をご覧ください。

ご紹介させていただきますので、恐れ入りますが自席にて一礼をお願いいたします。

(委員紹介)

(事務局紹介)

事務局
市長

開会に当たりまして、牟礼市長よりごあいさつを申し上げます。

改めまして、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、赤穂市国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

平素より、国民健康保険事業の運営に対しまして、ご指導、ご協力を賜っておりますことを、改めまして厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、再び全国的に拡大しておりまして、本市においても現在 6 名の方の感染が確認されております。赤穂市としても対策に努めているところでございますが、委員の皆様方には、日頃より感染症対策に先頭に立ってご尽力いただいておりますことにお礼申し上げます。

今後は、新しい生活様式の中で社会経済活動を行っていかねばならないということで、市民の皆様方に正しい情報をお伝えしますとともに感染防止対策に尽力してまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

さて、国保財政の基盤の安定化を目的に、新しい制度が施行され 2 年が経過いたしました。概ね安定的な運営が図られていると思っておりますが、令和元年度における本市国保の給付状況につきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響により、依然として医療費は高い水準で推移しております。

今後におきましても、医療費の上昇が避けられないことから、財政運営については、厳しい状況が続くものと考えております。

このような中、令和 2 年度保険税率は、激変緩和措置や国保財政調整基金を活用し一時的に抑えられておりますが、今後、示される標準保険税率や納付金による影響などを踏まえて検討していく必要があります。

本日は、「令和元年度決算見込みについて」ご審議をいただきますが、単年度では約 8 千 990 万円の剰余が見込まれております。しかしながら、1 人当たり医療費が高い水準で続いている状況や激変緩和措置を受けていることを考えますと、今後とも慎重な財政運営が必要であると考えております。

委員の皆様方には、引き続き、ご指導、ご協力を賜りますよう今後ともお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。

本日はご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

なお、本日、市長はこのあとの他の公務がございますので、申し訳ありませんが退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

市長

どうぞよろしくお願いします。

(市長退席)

事務局

続きまして、沖前会長の後任についてご審議をお願いしたいと思います。

公益代表の中から選任することになっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

委員

(「事務局一任」の声あり)

事務局

ただ今、事務局一任という言葉いただきました。事務局案といたしましては、会長職を前田委員、会長職務代理者を引き続き山田委員にそれぞれお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

事務局

ありがとうございます。それでは、今回の委員の残任期間であります、令和4年3月末まで、会長を前田委員、会長職務代理者を山田委員にお願いすることといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、前田会長、前の席へお願いいたします。

(議長登壇)

事務局

それでは前田会長、ごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。先ほど、会長に選任されました前田でございます。

なにぶん、こういったことに不慣れでございますので、委員の皆様のご協力を賜りまして、議事進行を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。簡単ですが、これをもってあいさつとさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。

現在の出席者数は、12名中11名で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により本会は成立いたしますので報告いたします。

それでは、前田会長、議事進行をお願いします。

会長

では、会議の方を続けさせていただきます。

はい。それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず始めに、本協議会は運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則公開することといたしております。

本日、傍聴の申し入れがありますので入場していただきたいと思います。2名です。よろしくお願いします。

(傍聴者入場)

会長

それでは、議事の前に議事録署名委員の指名でございますが、僭越ではございますが、私の方から指名をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

それでは、大前委員と山田委員にお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、まず、(6)の報告事項に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

はじめに、本日配布しております資料を確認させていただきます。

事前に配布しておりました運営協議会資料の確認をお願いいたします。

1 ページ・令和元年度の国保特別会計決算見込表から、14 ページには、本協議会委員名簿をつけさせていただいております。頁の欠落等はありませんか。

また、本日お手元には、「報告事項資料」をお配りしております。資料の欠落等はないでしょうか。

それでは、報告事項資料の1 ページ、資料1をお願いします。

まず、赤穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本来、運営協議会において条例改正についてお諮りするところではありますが、協議会を開催する時間的余裕がなかったため、会長の了承を得て、令和2年4月30日付けで専決処分をさせていただきましたのでご報告いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和2年3月10日付けの国からの、国民健康保険において、新型コロナウイルスに感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金の支給についての要請を受け、国内での感染拡大防止の観点から、労働者が感染した際に休みやすい環境整備の一環として、臨時的支援措置として支給するものであり、国民健康保険法第58条第2項に定められる保険者の判断に委ねられる任意給付であることから、今回の国からの要請に基づき、傷病手当金の支給を行うため、赤穂市国民健康保険条例の一部改正を行ったものであります。

改正の概要につきましては、支給対象者は、国民健康保険の被保険者である被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者であります。

支給期間につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となっております。

支給額につきましては、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額に日数を乗じた額となります。

適用期間は令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間で、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月までとなっております。なお、適用期間であります但し今後、延長されることを想定し、

「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る適用期間を定める規則」を制定し、即時対応できるようにしております。

財政支援につきましては、支給額全額に対し、特例的に特別調整交付金で支援がありますが、現時点において傷病手当金の支給申請はございません。

事務局

続きまして、2 ページの資料 2 をお願いします。

赤穂市国民健康保険税減免規則の制定についてであります。

国民健康保険税の減免につきましては、これまで内規の定めにより行ってきましたが、この度、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定を受け、感染症の影響により収入が減少したことによる保険税の減免を行うにあたり、その詳細について、規則で定めるとともに、これまで内規で定めていた減免の取扱いについても規則を制定し、減免の範囲と割合を明記することにより、根拠の明確化を図るものであります。

主な制定概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免についてでございます。

減免対象となる世帯及び減免額についてですが、1 点目といたしまして、主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った世帯であります。この場合は、全額免除となります。

2 点目といたしまして、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの収入が、①にあります、前年より 10 分の 3 以上の減少が見込まれること、かつ、②の、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。さらに、③の、減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること、これらすべてに該当する世帯に対して、資料に記載しております表に基づき、対象保険税額を算出し、それに前年の合計所得金額等に応じた減免の割合を乗じた額を減免することとしております。

次に、減免対象となる保険税ですが、令和元年度分の保険税のうち令和 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に納期限を迎えるもの、及び令和 2 年度分の保険税が対象となります。

また、今回の資料には記載しておりませんが、自然災害や火災等の災害により資産に損失が生じた場合、失業や廃業、傷病等により 3 ヶ月以上職がない場合、満 18 歳未満の被保険者が 3 人以上いる多子世帯の場合など、従来から実施しております減免につきましても、この度の規則の制定により明文化しております。

会長

事務局の説明は終わりました。何かご質問等ございませんか。

特にありませんか。ないようですので、続きまして、議事の方に入らせていただきたいと思います。では、令和元年度の赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の運営協議会資料に基づきまして、私の方から概略を説明し、詳細は係長の方から説明させていただきます。

なお、本日、ご協議いただく国民健康保険事業特別会計決算につきましては、

議会の決算認定を受けますまでは、見込額でございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、資料の1ページをお開きください。令和元年度の決算見込の状況であります。

左側半分が「歳入」、右側半分が「歳出」となっております。

左側の表の下、歳入合計欄をご覧ください。決算額の欄ですが、54億1,886万4千円で、予算額に対する執行率は99.6%となっております。

同様に、右の表の下、歳出合計欄の決算額ですが、53億2,895万8千円で、予算執行率は、98.0%となっております。

国保事業特別会計には、経費区分として一般被保険者分、退職者医療制度分、後期高齢者支援金分、介護納付金分があります。このページの下段に、歳入・歳出の内訳を記載しております。

これらのそれぞれの区分ごとの、歳入と歳出の差額を、下段の表の右端に記載しております。

剰余金の見込み額は、一般分から介護分までを合計しまして8,990万6千円の剰余となっております。

次に、剰余金の処分計画としまして、3ページをお願いいたします。

ページ中ほどの「2. 剰余金の処分（案）」をご覧ください。

(2)と(3)で三角が立っています。県費からのもらい過ぎ、超過交付があり、合計で2,298万1千円を返還する必要があります。

令和2年度でこれらの処理を行いますが、剰余金と相殺する形で、最終的に、実質の収支は、6,692万5千円のプラスとなる見込みであり、うち、令和2年度に基金で取り崩す予定をしておりました5,800万円と相殺したあとの、約892万5千円を財政調整基金に積立てる予定であります。

概略の説明は以上でございます。詳細につきましては係長から説明をさせていただきます。

事務局

失礼いたします。それでは、決算見込みの詳細につきまして、引き続き、お手元の資料に基づき説明いたします。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

これは、令和元年度決算見込みの収支全体の一括表でございます。

表の左側、歳入決算額は54億1,886万4千円、右側の歳出決算額は53億2,895万8千円、差し引き全体の剰余金額は右側、一番下に記載しております8,990万6千円となっております。

それでは、まず歳出につきまして、その主なものを説明させていただきます。

まず、ページの右側1番上の1.総務費ですが、これは人件費や事務費、運営協議会費などに係る経費であります。

次に2.保険給付費ですが、現計予算額と決算額を比べますと、一般分・退職分を合わせて8,414万7千円の不用額となっております。

保険給付費の中の療養給付費、これは保険医療機関などが保険者に対して請求している現物払い分ですが、決算額 32 億 2,932 万円で 5,905 万 5 千円の不用額となっております。

その下の療養費、これは柔道整復師などによる施術や、コルセット等治療用器具の償還払い分ですが、決算額 2,984 万 6 千円となっております。

また、その 2 つ下の高額療養費ですが、決算額 4 億 8,154 万 9 千円となっております。

そこから 6 つ下になります障害者自立支援医療に係る精神医療諸費ですが、決算額 655 万 9 千円となっております。

次に、3. 国保事業費納付金ですが、決算額 13 億 2,798 万 2 千円となっており、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の内訳は記載のとおりとなっております。

その下の 4. 保健事業費ですが、決算額は 3,773 万円となっております。

その内訳は、医療無受診世帯を表彰する健康世帯表彰関係から、特定健診の受診勧奨や医療受診勧奨、重複・頻回受診者への訪問指導を行う国保保健指導事業まで、右側の説明欄に記載のとおりでございます。

下から 2 番目の 7. 積立金につきましては、1 億 116 万 8 千円積み立てております。

次にページ左側の歳入ですが、1. の国民健康保険税につきましては、収納額 8 億 5,076 万 7 千円となり収納率 72.83%、予算に比べて 345 万 6 千円の増となっております。

現年課税分では、医療給付費分が収納額 5 億 6,155 万円、予算に比べて 45 万 3 千円の減となっており、内訳は一般分が収納額 5 億 6,128 万 9 千円、収納率 94.45%、退職分が収納額 26 万 1 千円、収納率 99.51%となっております。

保険税収納率等の詳細につきましては 9 ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、後期現年分は収納額 1 億 9,636 万 9 千円、予算に比べて 127 万 3 千円の減となっております。

その下の介護現年分は収納額 4,725 万 3 千円、予算に比べて 58 万 6 千円の減となっております。

次に 4. 国庫支出金ですが、国保システム改修事業に対する財源として国庫補助金が 55 万円となっております。

次に 5. 県支出金ですが、39 億 7,527 万 7 千円と、予算に対し 1,726 万 7 千円の減となっております。

このうち普通交付金は、市町村の保険給付に要する費用に対して交付されるもので、37 億 8,254 万 5 千円と、予算に対し 6,049 万 1 千円の減となっております。

次の特別交付金は、市町村の特別な事情に応じて支払われるもので、1 億 9,273 万 2 千円と、予算に対し 4,322 万 4 千円の増となっております。

次に退職分について説明いたします。表の下欄の退職分をご覧ください。

まず、右側の歳出につきましては、退職被保険者に係る保険給付費や国保事業費納付金などで決算額 377 万 3 千円、左側の歳入につきましては、保険税や普通交付金などで決算額 419 万 8 千円となっており、差引剰余金は、表下欄の右端にございますとおり、42 万 5 千円となっております。

続きまして後期分ですが、剰余金は 253 万 8 千円となっており、歳出につきましては、国保事業費納付金の後期高齢者支援金等分として 2 億 8,755 万 5 千円となっております。

また、歳入は保険税などで決算額 2 億 9,009 万 3 千円となっております。

最後に介護分ですが、剰余金は 19 万 8 千円となっており、歳出につきましては、国保事業費納付金のうちの介護納付金分などで決算額 9,280 万 2 千円となっております。また、介護分に係る歳入は保険税などで決算額 9,300 万円となっております。

次に 2 ページ目の元年度決算見込みですが、決算額のみを一般、退職、後期、介護と区分ごとに分解しまして歳入歳出を比較しております。

歳入から歳出を差し引いた全体の剰余金とその内訳が右下に出しております。内容につきましては省略いたします。

次に 3 ページですが、元年度の剰余金に対する処分計画でございます。

剰余金を令和 2 年度の財源的にどう取り扱うかということですが、現時点では、剰余金 8,990 万 6 千円については、まず、元年度の県費の保険給付費等交付金の精算に伴う償還金の財源として充当したいと考えております。金額は、「2. 剰余金の処分（案）」の、(2)及び(3)を合わせました、2,298 万 1 千円でございます。残りの(4)6,692 万 5 千円について、令和 2 年度に財政調整基金から繰り入れることとしておりました基金繰入金の 5,800 万円と相殺し、残ります 892 万 5 千円を不測の財源不足に備えるため、財政調整基金に積み立てたいと考えております。

次に 4 ページをご覧ください。こちらは国民健康保険税の、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の令和元年度の決算、令和 2 年度の当初予算と当初本算定との比較の表となっております。

令和 2 年度については、表にもございますとおり医療給付費分及び介護納付金分の税率、賦課限度額を改正いたしております。また、後期高齢者支援金分の税率については据え置いております。

まず医療給付費分ですが、当初本算定の時点で所得割、均等割、平等割の賦課割合につきましては、応能割合が 48.42%、応益割合が 51.58%となっております。本算定での収入見込額と決算の収入額との比較ですが、決算に対して 3,298 万 2 千円の減となっております。

次に後期高齢者支援金分についても同じように本算定と決算額の比較をしております。

収入見込額と収入額の比較ですが、決算に対して 173 万 5 千円の減となっております。

ります。介護納付金分についてでございますが、予算に対して 175 万 3 千円の増となっております。

次に 5 ページをご覧ください。国民健康保険事業の状況ということで、世帯数と被保険者数の年間平均を表とグラフで記載しております。

元年度につきましては、社会保険加入による減などの影響で、世帯数は伸び率が対前年比で 97.4 と 2.6%減少しており、被保険者数については、一般被保険者が 96.5、退職被保険者等が 10.1、合計で 96.0 という伸びになっており、4.0%減少しております。世帯数、被保険者数とも最小となっております。下は、世帯数及び被保険者数をグラフにしたものです。

次に 6 ページをご覧ください。

これは、平成 29 年度から令和元年度の経理状況を比較表にしてしております。真ん中から上が歳入、下が歳出になっております。一番下に歳入歳出の差引額が出ております。

次に 7 ページをご覧ください。7 ページからは、平成 27 年度から令和元年度の給付状況を比較表にしてしております。

(1)は、療養給付費の年次別推移の表です。

まず一般被保険者ですが、元年度の費用総額 43 億 8,665 万 3 千円、対前年比 102.4 の伸びとなっております。

退職被保険者等については、費用総額 270 万 8 千円、対前年比 6.5 の伸びとなっております。

元年度の一般被保険者、退職被保険者等を合わせた費用総額は 43 億 8,936 万 1 千円となり、対前年比 101.5 と 1.5%の増となっております。

次に 8 ページをご覧ください。

これは、療養給付費以外の、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の年次別推移の表です。

まず(2)療養費ですが、保険者負担額は、一般被保険者で 2,978 万 7,309 円、前年度比 0.3%の減、退職被保険者等で 2 万 5,029 円、前年度比 66.8%の減となっております。

(3)高額療養費は、一般被保険者が 4 億 7,970 万 2,654 円で、前年度 10.6%の増、退職被保険者等が 38 万 1,625 円で、前年度比 93.8%の減となっております。

出産育児一時金は、前年度に比べ 14 件の減、葬祭費は前年度に比べ 19 件の増となっております。

以上で、令和元年度決算見込みに係る説明を終わります。

事務局の説明が終わりましたが、どなたか、ご意見、ご質問等ございませんか。

はい。

どうぞ。

1 ページの償還金ですが、前年度から 900 万円ほど減っているが、どういった要因なのか教えていただきたい。それと、少し上の健康奨励関係は 356 万 5 千円の

会長
委員 A
会長
委員 A

決算ですが、前年と比べて100万ほど減っているが、節約をされたのか、どういう要因か教えていただきたい。出産一時金が、非常に減っているが、これは少子化とみるべきなのか、被保険者の減の方が大きいのかその辺が分かればお願いしたいと思います。

次に、3ページの剰余の関係ですが、去年より減っているということですが、これは収支のバランスが取れてきているとみていいのか、また残は財政調整基金に積み立てるということですが、積み立て後の残高を教えてください。

最後に、税の関係で、収納率は過去から見てみますと、現年は若干ではございますがプラスという形で、色々努力をされてるんだろうなと感じるんですが、特に滞納については、いろんな要因があって残ってるかと思います。収納率を伸ばしていくというのは、財源確保のために非常に大切なことと思いますので、引き続き努力をお願いしたいと思っております。以上です。

会長
事務局

はい、ただ今の質問について、事務局説明願います。

はい、まず償還金の関係ですけれども、これにつきましては赤穂市が保険給付費を使った分に対して、県から保険給付費等交付金いただけるようになっております。県と市が見込んだ額でまず申請しまして、その額が入ってくるようになっております。最終的には、交付対象経費が確定する前に、県が交付額を確定させる仕組みになっておりますので、どうしても差が出てきてしまうということで、県が確定した分と、赤穂市が給付費として支払った分の差額ということで、返還するようになっております。これにつきましては、年度年度によって額の方は変動してまいります。

健康奨励関係でございますが、予算の削減ということで、健康カレンダーの見直しで、約100万ほど減額となっております。

それから、出産一時金につきましては、先ほど委員さんも言われたとおり、被保険者数の減が影響しているものとみております。

3ページの収支の関係につきましては、今回8,990万円ほどの剰余となります。そこから2,300万円ほどの償還金がございますので、実質の収支は6,600万円ほどの剰余となります。3,000万程度の激変緩和措置を受けていることを考えますと、きちっと予算の組み立てができたのではないかと考えております。

それから、財政調整基金の残高についてですが、令和元年度末で約2億9,900万、それに今年度の積立額が892万5千円、これに利子分をみまして、令和2年度末の見込みで約3億800万円程度の基金の残高になると考えております。

事務局

はい、税の徴収率の関係ですけれども、力を入れてきた点ですが、国民健康保険の加入者の方につきましては、事業をされている方、年金収入の方、非正規雇用の方など収入が不安定あるいは低所得の方の割合が高いという構造的な問題があるということで、滞納が発生しやすく、また一度発生した滞納を解消するのが難しいという傾向がございます。そうした中、取組といたしましては、滞納して1年未満の方に対して、通常の催告に加えて、別途納付勧奨を繰り返し行うなど、新規の滞

納者を発生させないという取組に重点を置いております。また、1年以上の滞納がある方に対しましても、面談等によりまして生活状況を把握したうえで、納付状況を見守るとともに、それでも納付されない方につきましては財産調査や実態調査等を行い支払える力があるかどうか判定しまして、財産等があつて納税意識が薄い方については差押等の滞納処分を実施いたします。生活困窮で納付する余力がない方、あるいは財産等がない方に対して、最終的に欠損処分という滞納整理を徹底したということが、徴収率の向上につながっているのではないかと考えております。

会長 事務局の説明は終わりましたが、A委員よろしいか。

委員A はい。

会長 他に何かありませんか。

特にないようですので、ここまで事務局から説明のありました、本件については承認するという事でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、令和元年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて了承したいと思います。

その他、事務局、何かありますか。

事務局 特にございません。

会長 特にないようでございますので、その他、せつかくの機会です、何かあれば、事務局に確認していただきたいと思いますが。

委員A よろしいですか。このコロナの影響で、受診状況が全国レベルで落ち込んでいるという話を聞くんですけども、赤穂市の状態というのは、何か把握されてるんでしょうか。2月、3月以降のレセの請求が少なくなっているであるとか、受診率の減少とかがあるのかなと気になったんですけど。

事務局 はい、まず医療費への影響ということですけども、被保険者数が去年の5月と比べて約3.51%減少している影響もあるかもしれませんが、4月診療分の費用額で対前年度比7.13%の減、5月診療分の費用額で対前年度比14.59%の減と大きく減少していることから、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えというのが影響しているものと思っております、医療費の面では現時点では前年と比べてかなり落ち込んでいるということで、保険者にとってはありがたいんですが、今後どうなっていくか注視していきたいと考えております。

委員A ありがとうございます。

会長 他に何かありますか。特にないようですので、これをもちまして会議を終わりたいと思います。皆さん、ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時15分)